東京外国語大学国際メディア 情報センター規程

(令和 4年 3月22日 規 則 第18号

(設置)

第1条 東京外国語大学(以下「本学」という。)に、国際メディア情報センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

- 第2条 センターは、アジア・アフリカ地域を中心とした世界諸地域に関する様々な情報を収集し、翻訳等を行うことにより、その情報を広く社会に提供することを目的とする。 (業務)
- 第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 世界諸地域の現地メディアから発信される情報の収集、整理に関すること
 - (2) 学生の翻訳活動等に関する教育的指導に関すること
 - (3) 翻訳した情報の社会への提供に関すること
 - (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項 (組織)
- 第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター員
 - (4) その他必要な職員

(センター長)

- 第5条 センター長は、本学教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期を超える ことはできない。
- 4 センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (副センター長)
- 第6条 副センター長は、本学教員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名するセンター長の任期 を超えることはできない。
- 4 副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (センター員)
- 第7条 センター員は、本学教職員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 2 センター員は、センターの業務を遂行する。

3 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名するセンター長の任期を 超えることはできない。

(センター運営会議)

- 第8条 センターの円滑な運営を図るため、センター運営会議(以下「運営会議」という。) を置く。
- 2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 教育アドミニストレーション・オフィス長
 - (2) センター長
 - (3) 副センター長
 - (4) センター員
 - (5) その他センター長が必要と認める者
- 3 センター長は、運営会議を招集し、その議長となる。
- 4 センター長は、必要に応じ、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 運営会議の重要な審議内容は、教育アドミニストレーション・オフィス長が総合戦略会 議に報告するものとする。

(庶務)

- 第9条 センターに関する庶務は、関係各課等の協力を得て、学務部教務課において処理する。 (細目)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、センター長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。